

**平成29年第3回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)**

議 案 一 覧 表

(平成29年9月6日提出)

議 案			ページ
種 類	番 号		
報 告	1	平成28年度決算に基づく泉南市健全化判断比率について	1
報 告	2	平成28年度泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率について	5
報 告	3	平成28年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率について	9
議 案	1	泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について	13
議 案	2	工事請負契約の締結について	17
議 案	3	調停の申立てについて	21
議 案	4	泉南市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	25
議 案	5	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
議 案	6	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
議 案	7	福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	39
議 案	8	平成29年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）	53

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	9	平成29年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	109
議 案	10	平成29年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	119
議 案	11	平成29年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	129
議 案	12	平成29年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	143
議 案	13	平成29年度泉南市水道事業会計補正予算（第1号）	153
議 案	14	平成28年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について	163
議 案	15	平成28年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定について	165
議 案	16	平成28年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算認定について	167
議 案	17	平成28年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算認定について	169
議 案	18	平成28年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算認定について	171
議 案	19	平成28年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算認定について	173
議 案	20	平成28年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算認定について	175

議案	21	平成28年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算認定について	177
議案	22	平成28年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算認定について	179
議案	23	平成28年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算認定について	181
議案	24	平成28年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算認定について	183
議案	25	平成28年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算認定について	185
議案	26	平成28年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	187
議案	27	平成28年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	189
議案	28	平成28年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算認定について	191
議案	29	平成28年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	193
議案	30	平成28年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	195
議案	31	平成28年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	197
議案	32	平成28年度泉南市水道事業会計決算認定について	199

平成28年度決算に基づく泉南市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく泉南市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成29年9月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成28年度決算に基づく泉南市健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.95)	— (17.95)	12.2 (25.0)	107.2 (350.0)

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため「—」と記載している。

※本市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

泉南監報告第 11 号
平成 29 年 8 月 14 日

泉南市長 竹 中 勇 人 様

泉南市監査委員 市 橋 直 子
泉南市監査委員 河 部 優

平成 28 年度泉南市財政健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 28 年度泉南市財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成 28 年度泉南市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

いずれの比率も早期健全化基準未満であり、「財政健全化計画」策定を要しない。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成27年度	平成28年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	12.95
② 連結実質赤字比率	—	—	17.95
③ 実質公債費比率	11.6	12.2	25.0
④ 将来負担比率	120.6	107.2	350.0

※「—」は実質赤字額・連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成28年度の実質収支は黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

② 連結実質赤字比率について

平成28年度の連結実質収支は黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

③ 実質公債費比率について

平成28年度の実質公債費比率は12.2%となっており、早期健全化基準の25.0%未満である。

④ 将来負担比率について

平成28年度の将来負担比率は107.2%となっており、早期健全化基準の350.0%未満である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

報告第2号

平成28年度泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成28年度泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成29年9月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成28年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
下水道事業特別会計	—	20.0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と記載している。

泉南監報告第 12 号

平成 29 年 8 月 14 日

泉南市長 竹 中 勇 人 様

泉南市監査委員 市 橋 直 子

泉南市監査委員 河 部 優

平成 28 年度泉南市下水道事業特別会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 28 年度泉南市下水道事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成 28 年度泉南市下水道事業特別会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成27年度	平成28年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※「—」は資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

平成28年度は資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成28年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成28年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成29年9月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成28年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20.0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と記載している。

泉南監報告第 13 号

平成 29 年 8 月 14 日

泉南市長 竹 中 勇 人 様

泉南市監査委員 市 橋 直 子

泉南市監査委員 河 部 優

平成 28 年度泉南市水道事業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 28 年度泉南市水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成 28 年度泉南市水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成27年度	平成28年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※「—」は資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

平成28年度は資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

議案第 1 号

泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を泉南市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 2 9 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 大阪市西区靱本町三丁目 1 番 2 1 号
氏 名 佐藤 さゆき（さとう さゆき）
生年月日 昭和 4 3 年 9 月 1 7 日
職 業 不動産鑑定士

提案理由

固定資産評価審査委員会委員松本隼人氏は、平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日をもって任期満了となるため、同委員の後任として佐藤さゆき氏を最適任者と認め、新たに選任したいので提案するものである。

議案第1号参考

佐藤 さゆき氏 経歴

平成	4年	3月	関西大学文学部卒業
同	4年	4月	東急リバブル株式会社入社
同	11年	11月	株式会社明日香不動産研究所入社
同	12年	7月	株式会社不動産経営研究所入社
同	16年	3月	不動産鑑定士登録
同	17年	3月	咲不動産鑑定設立

議案第 2 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年泉南市条例第 12 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

契約の目的	泉南中学校改築工事
契約の相手方	住所 大阪市浪速区湊町一丁目 2 番 3 号マルイト難波ビル 名称 浅沼・石野組建設特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社浅沼組 大阪本店 常務執行役員本店長 植芝幸擴
契約金額	2, 512, 080, 000 円
契約の締結方法	一般競争入札
仮契約日	平成 29 年 8 月 16 日

工事請負仮契約の締結の経過

泉南中学校改築工事

工事の概要 校舎、屋内運動場、青少年センターの建設工事
鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、3階建
建築面積 4474.45㎡
延床面積 9382.50㎡
（内訳） 校舎、屋内運動場、青少年センター 9084.82㎡
その他附属建物 297.68㎡
建 築 工 事・・・一式
電 気 設 備 工 事・・・一式
空 気 調 和 設 備 工 事・・・一式
給排水衛生設備工事・・・一式

工事期間 本契約締結日から平成31年2月15日まで

入札事項 入 札 日 平成29年8月8日
入札参加者数 9者
入 札 回 数 1回

泉南中学校改築工事入札業者及び入札経過一覧表

落札金額 2,512,080,000円

注) 落札金額は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額(円未満切捨て)を加算した金額とする。

業者名	第1回入札金額(円)	備考
浅沼・石野組建設特定建設工事共同企業体	2,326,000,000	落札(抽選)
岩田地崎・森下特定建設工事共同企業体	2,535,000,000	
奥村・杉本特定建設工事共同企業体	2,612,000,000	
(株)鴻池組	2,487,000,000	
東急建設(株)		辞退
南海辰村建設・阪南土建特定建設工事共同企業体	2,448,000,000	
日本国土開発・旭工建特定建設工事共同企業体	2,326,000,000	
(株)フジタ	2,480,000,000	
松村・日の出特定建設工事共同企業体	2,640,000,000	

予定価格 2,640,000,000円

最低制限価格 2,326,000,000円

注) 入札金額、予定価格、最低制限価格には消費税分及び地方消費税分に相当する金額は含まない。

議案第 3 号

調停の申立てについて

下記に示す者に対し、下記泉南市樽井地区財産区財産にかかる払下げ又は貸付けを求めて調停を申し立てることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

記

1 申立人

泉南市樽井地区財産区 管理者

2 相手方及びその使用する財産区財産について（計 10 名）

氏 名	住 所	使用地番	登記地積
〇〇 〇〇	泉南市内	泉南市樽井 2 2 0 7 番 1 8	3 3 7 . 5 9 m ²
〇〇 〇〇	泉南市内	泉南市樽井 2 2 0 7 番 2 1	1 4 5 . 7 6 m ²
〇〇 〇〇	泉南市内	泉南市樽井 2 2 0 7 番 2 2	5 2 8 . 0 4 m ²

氏名	住所	使用地番	登記地積
〇〇 〇〇	泉南市内	泉南市樽井2207番23	188.56㎡
〇〇 〇〇	泉南市内	泉南市樽井2207番24	377.01㎡
〇〇 〇〇	泉南市内	泉南市樽井2207番25	301.23㎡
〇〇 〇〇	泉南市内	泉南市樽井2207番26	497.69㎡
〇〇 〇〇	泉南市内	泉南市樽井2207番33	147.33㎡
		泉南市樽井2207番37	601.98㎡
〇〇 〇〇	泉南市内	泉南市樽井2207番35	383.64㎡
〇〇 〇〇	泉南市内	泉南市樽井2207番38	287.55㎡

3 申立ての趣旨

各相手方に対し、それぞれが使用する財産区財産に係る評価額をもって、払下げ又は貸付けを求める。

4 申立ての理由

本件は、第2項に記載する各相手方が長期にわたり使用する財産区財産について、その使用する対価を財産区は歳入しておらず、財産区より各相手方に対し当該土地の払下げ又は貸付けを求めその対価を算定し提示したところ、相手方と調整がつかず、本件の解決を目指すべく調停の申立てを行うこととしたため。

位置図



議案第 4 号

泉南市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 9 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の一部改正により、条例で定めた独自利用事務の情報連携についての規定が追加されたことに伴い、本市個人情報保護条例においても規定の整備を行う必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市個人情報保護条例の一部を改正する条例

泉南市個人情報保護条例（平成19年泉南市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第19条の2中「又は」を「若しくは」に改め、「提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第21条第2項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 9 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

人事院規則の一部を改正する規則の施行及び雇用保険法等の一部を改正する法律の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、職員の育児休業について所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）中「第2条の3第3号」の次に「及び第2条の4」を、「いう。）」の次に「（第2条の4に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合は、2歳に達する日）」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合は、非常勤職員（当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員であって、当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当するものに限る。）が当該子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合とする。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「場合」の次に「又は第2条の4に規定する場合」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、

申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定、第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に1条を加える改正規定及び第3条第7号の改正規定は、平成29年10月1日から施行する。

議案第 6 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 9 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行により、失業者の退職手当について定められた国家公務員退職手当法が改正されたことに伴い、職員の退職手当について所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものである。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和31年泉南市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の1項を加える。

9 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項

第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

- 「イ 法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
- ウ 特定退職者であつて、法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項

の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

議案第7号

福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

平成29年9月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴い本市関係条例の整備を行う必要があることから、本条例を提案するものである。

福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例

(泉南市老人医療費の助成に関する条例の廃止)

第1条 泉南市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年泉南市条例第37号)は、廃止する。

(泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年泉南市条例第30号)の一部を次のように改正する。

題名中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に改める。

第1条中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に改める。

第2条第1項中「各法」という。)の次に「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)」を加え、同項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表において1級に該当する者

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証の所持者又は特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき都道府県知事が交付する受給者証の所持者のうち、その障害の程度が国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第4条の6の別表において1級の第9号に該当する者(その障害の程度が同程度以上と認められる者を含む。)又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第13

4号)第2条第1項に規定する障害児のうち、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第1条第3項の別表第3において1級の第9号に該当する者

第2条第2項第4号中「国民健康保険法又は社会保険各法」を「国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、「含む。)又は社会保険各法」の次に「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、同項第5号中「泉南市老人医療費」を「廃止前の泉南市老人医療費」に、「規定による老人医療費の支給を受けることができる」を「規定により医療証の交付を受けている」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 泉南市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年泉南市条例第7号)又は泉南市子どもの医療費の助成に関する条例(平成6年泉南市条例第25号)の規定により医療証の交付を受けている者

第2条に次の1項を加える。

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(障害児入所施設に限る。)への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者(国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者(国民健康保険組合に加入している対象者は除く。)に限る。)であって、当該施設に入所をした際他の市町村(当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、当該他の市町村の対象者とする。

第2条の2中「前年」の次に「の所得」を加え、「受けることになる」を「受けようとする」に、「)の所得」を「の所得。以下同じ。)」に改める。

第3条第1項中「国民健康保険法又は」を「国民健康保険法、」に改め、「各法」の次に「又は高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、「(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。)及び」を「、訪問看護療養費、」に改め、「家族療養費」の次に「及び家族訪問看護療養費」を加え、「食事の提供たる療養に係る給付」を「食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付」に改め、同条第2項に次の2号を加える。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した場合

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合

第4条に次の1項を加える。

2 次条による申請が月の途中である場合には、前項の規定にかかわらず、その適用を当該月の初日に遡及することができる。ただし、当該月において、身体障害者手帳を交付される者にあつては身体障害者手帳の交付日、知的障害の程度の判定をされた者にあつては療育手帳又は判定書の判定日、精神障害者保健福祉手帳を交付される者にあつては精神障害者保健福祉手帳の交付日又は特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証を交付される者にあつては特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日を越えて遡及することはできない。

第6条中「があつたときは、その資格を審査し、」を「に基づいて助成を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に規則で定める」に、「交付する」を「交付するものとする」に改める。

第7条を削る。

第8条中「契約医療機関」を「第3条第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（医療証の提示）

第8条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が、大阪府内に所在地を有する医療機関において、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に、医療証を提示しなければならない。

第10条中「医療証の交付を受けた者」を「受給者」に改める。

第13条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

(事実の調査)

第13条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第14条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第15条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「より」の次に「、その健康の保持」を、「育成」の次に「に寄与し、もってひとり親家庭の福祉の増進」を加える。

第2条第1項中「有する者」の次に「であって国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者」を加え、「次に」を「次の各号の一に」に改め、同条第2項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に改め、「第30号）」の次に「又は子どもの医療費の助成に関する条例（平成6年泉南市条例第25号）」を加え、「による医療費の助成を受けることができる」を「により医療証の交付を受けている」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「泉南市老人医療費」を「廃止前の泉南市老人医療費」

に、「による医療費の助成を受けることができる」を「により医療証の交付を受けている」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、国民健康保険法の規定による被保険者（被保険者であった者を含む。）又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

第3条第1項中「又は規則」を「、規則」に改め、「いう。）」の次に「又は高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、「（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び」を「、訪問看護療養費、」に改め、「家族療養費」の次に「又は家族訪問看護療養費」を加え、「食事の提供たる療養」を「食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院」に、「国民健康保険法の規定による被保険者（被保険者であった者を含む。）又は社会保険各法の規定による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）」を「対象者等」に改め、同条第2項に次の2号を加える。

- (3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した場合

- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合

第3条第3項を次のように改める。

- 3 医療費の助成は、助成すべき額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）に支払うことによって行う。ただし、次条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、

対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第3条第4項を削る。

第4条中「医療費の助成」を「この条例の適用」に改める。

第5条の見出し中「開始」を「適用」に改め、同条第1項中「医療費」を「第3条の規定による医療費」に改め、「の属する月の初日」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その助成の適用は、当該月の初日を限度に、配偶者と離別した日若しくは死別した日又は扶養義務者と生計を同じくしなくなった日に遡及することができる。

第5条第2項中「の属する月の初日」を削る。

第6条中「受けた」を「受けている」に改め、「いう。）は、」の次に「大阪府内に所在地を有する医療機関において、」を加え、「第3項」を「第1項」に、「契約医療機関等」を「医療機関」に改める。

第9条第1項中「医療費」を「この条例による医療費」に改め、同条に次の1項を加える。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

第11条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

(事実の調査)

第11条 市長は、資格の審査のために必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第12条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第13条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(泉南市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 泉南市子どもの医療費の助成に関する条例(平成6年泉南市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。)」を「、訪問看護療養費、家族療養費」に、「家族療養費」を「家族訪問看護療養費」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、精神病床への入院に係る給付を除く。

第3条第1項中「子ども」を「者であつて、医療保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者の被扶養者である者」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、医療保険各法の規定により、医療保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員若しくは加入者であつた者を含む。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

第3条第3項第1号中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に、「による医療費の助成を受けることができる」を「により医療証の交付を受けている」に改め、同項第2号中「による医療費の助成を受けることができる」を「により医療証の交付を受けている」に改める。

第4条第2項に次の2号を加える。

(3) 対象者が助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した場合

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合

第6条中「医療費」を「この条例の適用」に改める。

第8条中「受けた」を「受けている」に、「市長と契約した病院、診療所又は薬局」を「大阪府内に所在地を有する健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者」に、「契約医療機関等」を「医療機関」に改める。

第9条中「契約医療機関等」を「医療機関」に改め、同条ただし書中「市長が必要と認める場合は、助成すべき額を当該申請者に支払うことができる」を「第6条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる」に改める。

第12条に次の1項を加える。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前における第1条の規定による廃止前の泉南市老人医療費の助成に関する条例（以下「旧老人医療費条例」という。）第2条に規定する対象者が、この条例の施行の日前に受けた療養に要する費用に係る助成については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日前における旧老人医療費条例第2条に規定する対象者（この条例の施行の日以後、大阪府内の市町村から泉南市に住所を変更した者を含む。）が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までに受けた療養に要する費用に係る助成については、第2条の規定による改正後の泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例の規定を準用する。

3 この条例の施行の日前における旧老人医療費条例第2条に規定する対象者（この条例の施行の日以後、大阪府内の市町

村から泉南市に住所を変更した者を含む。)が、平成33年3月31日までに受けた精神病床への入院に要する費用に係る旧老人医療費条例第3条に規定する助成の範囲については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前における旧老人医療費条例第2条に規定する対象者が、この条例の施行の日以後、泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例又は泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例により医療証の交付を受けたときは、前2項の規定にかかわらず、助成の対象としない。

第3条 第2条の規定による改正後の泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例（以下「新障害者医療費条例」という。）については、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

2 新障害者医療費条例第2条第3項に規定する対象者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者であって、当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認める市町村の対象者について適用し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者であって、当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認めない市町村の対象者については、なお従前の例による。

3 新障害者医療費条例第3条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、この条例の施行の日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

第4条 第3条の規定による改正後の泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（以下「新ひとり親医療費条例」と

いう。)については、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

- 2 新ひとり親医療費条例第3条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、この条例の施行の日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

第5条 第4条の規定による改正後の泉南市こどもの医療費の助成に関する条例（以下「新こども医療費条例」という。）については、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

- 2 新子ども医療費条例第2条第3項に規定する精神病床への入院に係る給付については、この条例の施行の日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

（準備行為）

第6条 新障害者医療費条例第5条、第10条、第13条及び第14条の規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の同条の規定の例により行うことができる。

- 2 新ひとり親医療費条例第4条、第10条、第11条及び第12条の規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の同条の規定の例により行うことができる。

（個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第7条 個人番号の利用に関する条例（平成27年泉南市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を削り、同表2の項中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」とし、同項を同表1の項とし、同表中3の項から10の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2の1の項を削り、同表2の項中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」とし、同項を同表1の項

とし、同表中 3 の項から 1 0 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

議案第8号

平成29年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）

平成29年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264,375千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,947,625千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年9月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(9) 地方特例交付金		39,800	△3,882	35,918
	1) 地方特例交付金	39,800	△3,882	35,918
(10) 地方交付税		2,530,000	115,950	2,645,950
	1) 地方交付税	2,530,000	115,950	2,645,950
(14) 国庫支出金		4,575,928	31,744	4,607,672
	2) 国庫補助金	925,375	31,744	957,119
(15) 府支出金		1,901,976	△17,329	1,884,647
	2) 府補助金	556,733	△17,329	539,404
(16) 財産収入		48,268	2,604	50,872
	1) 財産運用収入	11,976	2,604	14,580
(17) 寄附金		82,370	20,544	102,914
	1) 寄附金	82,370	20,544	102,914
(18) 繰入金		1,387,777	86,872	1,474,649
	1) 基金繰入金	1,373,041	86,872	1,459,913
(19) 諸収入		192,176	36,543	228,719

款	項	補正前の額	補正額	計
	6)雑入	179,755	36,543	216,298
(20)市債		3,471,100	△12,041	3,459,059
	1)市債	3,471,100	△12,041	3,459,059
(21)繰越金			3,370	3,370
	1)繰越金		3,370	3,370
歳入合計		25,683,250	264,375	25,947,625

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 議会費		226,281	△457	225,824
	1) 議会費	226,281	△457	225,824
(2) 総務費		2,187,369	△3,037	2,184,332
	1) 総務管理費	1,722,684	△29,997	1,692,687
	2) 徴税費	273,641	16,929	290,570
	3) 戸籍住民基本台帳費	132,572	9,767	142,339
	4) 選挙費	32,122	214	32,336
	5) 統計調査費	9,621	18	9,639
	6) 監査委員費	16,729	32	16,761
(3) 民生費		11,050,416	36,510	11,086,926
	1) 社会福祉費	3,366,123	3,668	3,369,791
	2) 児童福祉費	3,998,154	6,216	4,004,370
	3) 生活保護費	1,972,494	△1,254	1,971,240
	4) 国民健康保険費	833,523	19,168	852,691
	5) 介護保険費	880,122	8,712	888,834
(4) 衛生費		2,589,423	△5,432	2,583,991

款	項	補正前の額	補正額	計
	1)保健衛生費	1,393,421	△3,357	1,390,064
	2)清掃費	1,189,164	△2,075	1,187,089
(5) 農林水産業費		204,811	18,350	223,161
	1)農業費	190,628	18,350	208,978
(6) 商工費		79,842	△269	79,573
	1)商工費	79,842	△269	79,573
(7) 土木費		1,731,153	△14,444	1,716,709
	1)土木管理費	162,040	△15,107	146,933
	2)道路橋梁費	282,625	398	283,023
	4)都市計画費	1,194,683	1,394	1,196,077
	5)住宅費	73,603	△1,129	72,474
(9) 教育費		3,859,955	4,963	3,864,918
	1)教育総務費	338,103	8,362	346,465
	2)小学校費	408,704	751	409,455
	3)中学校費	2,172,277	101	2,172,378
	4)幼稚園費	414,530	△3,977	410,553
	5)社会教育費	445,744	59	445,803

	6)保健体育費	80,597	△333	80,264
(11)諸支出金		197,091	228,191	425,282
	1)財政調整基金費	45	1,685	1,730
	2)公共施設整備基金費	1,587	32,850	34,437
	4)ふるさと泉南水なす基金費	82,370	20,544	102,914
	9)雑支出	78,009	173,112	251,121
歳	出	合	計	
		25,683,250	264,375	25,947,625

第2表 地方債補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
認定こども園整備事業	千円 44,000	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	千円 46,900	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ
臨時財政対策債	1,030,000	〃	〃	〃	1,015,059	〃	〃	〃

平成29年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
9	地方特例交付金	39,800	△3,882	35,918			
(1)	地方特例交付金	39,800	△3,882	35,918			
	1) 地方特例交付金	39,800	△3,882	35,918	1. 地方特例交付金	△3,882	減収補てん特例交付金
10	地方交付税	2,530,000	115,950	2,645,950			
(1)	地方交付税	2,530,000	115,950	2,645,950			
	1) 地方交付税	2,530,000	115,950	2,645,950	1. 地方交付税	115,950	
14	国庫支出金	4,575,928	31,744	4,607,672			
(2)	国庫補助金	925,375	31,744	957,119			
	1) 総務費補助金	17,626	791	18,417	21. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	791	総務省分
	2) 民生費補助金	407,916	30,953	438,869	2. 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	△3,000	高等職業訓練促進給付金等事業費補助金
					12. 保育所等整備交付金	33,862	
					32. 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金	91	
15	府支出金	1,901,976	△17,329	1,884,647			

款 15 府支出金

款 15 府支出金

項 2 府補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
(2) 府補助金		556,733	△17,329	539,404			
	2) 民生費補助金	441,748	△93,467	348,281	1. 障害者医療費助成 事業費補助金	3,000	
					17. 認定こども園施設 整備等補助金	△110,000	
					21. 施設型給付費等地方 単独費用補助金	11,033	
					27. 子育て施設木のぬ くもり推進事業費 補助金	2,500	
	8) 教育費補助金	21,228	76,138	97,366	8. 認定こども園施設 整備費補助金	76,138	
16 財産収入		48,268	2,604	50,872			
(1) 財産運用収入		11,976	2,604	14,580			
	1) 利子及び配当金	2,254	2,604	4,858	1. 利子及び配当金	2,604	保有株券にかかる配当金
17 寄 附 金		82,370	20,544	102,914			
(1) 寄 附 金		82,370	20,544	102,914			
	1) 総務費寄附金	82,370	20,544	102,914	1. ふるさと泉南応援 寄附金	20,544	
18 繰 入 金		1,387,777	86,872	1,474,649			

(1) 基金繰入金		1,373,041	86,872	1,459,913			
	1) 財政調整基金繰入金	95,340	77,477	172,817	1. 財政調整基金繰入金	77,477	
	2) 公共施設整備基金繰入金	433,700	700	434,400	1. 公共施設整備基金繰入金	700	
	5) ふるさと創生事業推進基金繰入金	40,961	8,695	49,656	1. ふるさと創生事業推進基金繰入金	8,695	
19 諸収入		192,176	36,543	228,719			
(6) 雑入		179,755	36,543	216,298			
	1) 雑入	179,755	34,850	214,605	14. 雑入	34,850	自治宝くじコミュニティ助成金 1,000 公益信託高速道路防災対策等に関する支援金 1,000 公共施設整備補償金 32,850
	2) 過年度収入		1,693	1,693	1. 過年度収入	1,693	未熟児養育医療等国庫負担金 14 児童手当国庫負担金 111 生活保護費国庫負担金 675 低所得者保険料軽減国庫負担金 104 低所得者保険料軽減府費負担金 52 平成28年度障害児施設給付費等国庫負担金 544 平成28年度障害児施設給付費等府費負担金 193
20 市債		3,471,100	△12,041	3,459,059			
(1) 市債		3,471,100	△12,041	3,459,059			
	2) 民生債	105,100	2,900	108,000	2. 認定こども園整備事業債	2,900	
	8) 臨時財政対策債	1,030,000	△14,941	1,015,059	1. 臨時財政対策債	△14,941	
21 繰越金			3,370	3,370			

款 21 繰越金

款 21 繰越金 項 1 繰越金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
(1) 繰越金			3,370	3,370			
	1) 繰越金		3,370	3,370	1. 前年度繰越金	3,370	
歳 入 合 計		25,683,250	264,375	25,947,625			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 議 会 費	226,281	△457	225,824		△457		
(1) 議 会 費	226,281	△457	225,824		△457		
1) 議 会 費	226,281	△457	225,824		△457		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△87		23,779
				3. 職 員 手 当 等	△370		50,555
[1] 人 件 費 事 業	204,125	△457	203,668		△457		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△87	一般職	23,779
				3. 職 員 手 当 等	△370	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当	△264 △21 35 △120 50,555
2 総 務 費	2,187,369	△3,037	2,184,332	9,507	△12,544		
				国庫支出金			
				812			
				繰入金			
				8,695			
(1) 総 務 管 理 費	1,722,684	△29,997	1,692,687	9,507	△39,504		
				国庫支出金			
				812			
				繰入金			
				8,695			
1) 一 般 管 理 費	177,698	7,879	185,577		7,879		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4,161		42,864
				3. 職 員 手 当 等	2,094		26,263
				4. 共 済 費	1,624		13,774

款 2 総 務 費 項 1 総 務 管 理 費 目 1 一 般 管 理 費

款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 1 一般管理費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
[1] 人件費事業	82,901	7,879	90,780		7,879			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	4,161	一般職	42,864	
				3. 職員手当等	2,094	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△36 247 164 1,039 680	26,263
				4. 共 済 費	1,624	共済組合納付金 厚生会事業補給金	1,612 12	13,774
2) 人事管理費	587,410	△36,324	551,086		21	△36,345		
				国庫支出金	21			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△25,686		73,942	
				3. 職員手当等	△6,110		433,670	
4. 共 済 費	△4,528		58,053					
[1] 人件費事業	565,665	△36,324	529,341		△36,324			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△25,686	一般職	73,942	
				3. 職員手当等	△6,110	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 期末手当 勤勉手当	△54 △1,555 768 △15 △2,844 △2,410	433,670
				4. 共 済 費	△4,528	共済組合納付金 厚生会事業補給金	△4,392 △136	58,053
[3] 職員研修事業	3,432	0	3,432		21	△21		
				国庫支出金	21			

				[子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 21]			
4) 行政管理費	19,099	117	19,216		117		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	117		2,551
[1] 人件費事業	15,391	117	15,508		117		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	117	共済組合納付金	2,551
5) 財政管理費	293,180	5,196	298,376		5,196		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	2,420		39,389
				3. 職員手当等	1,764		28,245
				4. 共 済 費	1,012		13,550
[1] 人件費事業	81,184	5,196	86,380		5,196		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	2,420	一般職	39,389
				3. 職員手当等	1,764	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△198 136 1,344 324 △26 100 95 △11
				4. 共 済 費	1,012	共済組合納付金 厚生会事業補給金	1,000 12
6) 契約検査費	37,787	241	38,028		241		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	△250		11,344
				4. 共 済 費	491		6,210

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 6 契約検査費

款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 6 契約検査費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
[1]人件費事業	36,108	241	36,349		241			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	△250	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当	△174 △10 △40 △26	11,344
				4. 共 済 費	491	共済組合納付金		6,210
7)会計管理費	45,681	△213	45,468		△213			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等 4. 共 済 費	△291 78			13,774 7,517
[1]人件費事業	43,739	△213	43,526		△213			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	△291	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当	△192 △11 △53 △35	13,774
				4. 共 済 費	78	共済組合納付金		7,517
8)財産管理費	58,100	△5,315	52,785		△5,315			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	△2,519 △2,022 △774			16,159 12,253 5,729
[1]人件費事業	34,141	△5,315	28,826		△5,315			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△2,519	一般職		16,159
				3. 職員手当等	△2,022	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当	△390 △174 △324 △24	12,253

						児童手当 期末手当 勤勉手当	20 △697 △433	
				4. 共 済 費	△774	共済組合納付金 厚生会事業補給金	△762 △12	5,729
9)企 画 費	164,736	7,693	172,429	8,695	△1,002			
				繰入金				
				8,695				
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△263			48,575
				3. 職員手当等	△862			32,665
				4. 共 済 費	123			16,106
				12. 役 務 費	477			4,933
				13. 委 託 料	8,218			44,410
[1]人件費事業	97,346	△1,002	96,344		△1,002			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△263	一般職		48,575
				3. 職員手当等	△862	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△300 △52 △46 △120 △216 △128	32,665
				4. 共 済 費	123	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	△51 129 45	16,106
[4]ふるさと寄附推進事業	36,134	8,695	44,829	8,695		政策推進課		
				繰入金				
				8,695				
				[ふるさと創生事業 推進基金繰入金 8,695]				
				節 区 分	金 額			
				12. 役 務 費	477	郵便料	280	2,168

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 9 企 画 費

款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 9 企画費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						決済手数料 197	
				13. 委 託 料	8,218	物産品配送業務委託料	32,997
10) 情報管理費	206,769	△9,177	197,592	791	△9,968		
				国庫支出金	791		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△4,390		6,476
				3. 職員手当等	△3,087		3,976
				4. 共 済 費	△1,700		2,110
[1] 人件費事業	12,562	△9,177	3,385		△9,177		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△4,390	一般職	6,476
				3. 職員手当等	△3,087	扶養手当 △384 地域手当 △286 通勤手当 △85 児童手当 △240 期末手当 △1,278 勤勉手当 △814	3,976
				4. 共 済 費	△1,700	共済組合納付金 △1,688 厚生会事業補給金 △12	2,110
[3] 住民情報記録システム事業	107,783	0	107,783	791	△791		
				国庫支出金	791		
				[社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金 791]			
12) 人権推進費	94,876	△94	94,782		△94		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	△230		23,635

				4. 共 濟 費	136		12,096	
[1]人件費事業	70,623	△94	70,529		△94			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	△230	扶養手当 地域手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当	△126 △8 △48 △29 △19	23,635
				4. 共 濟 費	136	共済組合納付金		12,096
(2)徴 税 費	273,641	16,929	290,570		16,929			
1)賦 課 費	163,392	△2,212	161,180		△2,212			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△1,508		53,853	
				3. 職員手当等	△581		34,588	
				4. 共 濟 費	△123		18,189	
[1]人件費事業	106,630	△2,212	104,418		△2,212			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△1,508	一般職	53,853	
				3. 職員手当等	△581	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	174 △80 216 213 △50 △660 △394	34,588
				4. 共 濟 費	△123	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	△209 53 33	18,189
2)徴 収 費	109,049	19,141	128,190		19,141			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	4,731		37,569	
				3. 職員手当等	871		24,983	
				4. 共 濟 費	1,839		12,753	

款 2 総 務 費 項 2 徴 税 費 目 2 徴 収 費

款 2 総務費 項 2 徴税費 目 2 徴収費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び割引料	11,700		20,000
[1]人件費事業	75,305	7,441	82,746		7,441		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4,731	一般職	37,569
				3. 職員手当等	871	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△134 276 184 469 76
				4. 共 済 費	1,839	共済組合納付金 厚生年金保険料 厚生会事業補給金 健康保険料	1,418 241 24 156
[2]市税徴収事務事業	33,406	11,700	45,106		11,700	税務課	
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び割引料	11,700	市税過誤納還付金及び還付加算金	20,000
(3)戸籍住民基本台帳費	132,572	9,767	142,339		9,767		
1)戸籍住民基本台帳費	132,572	9,767	142,339		9,767		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	5,958		50,839
				3. 職員手当等	1,913		27,816
				4. 共 済 費	1,896		15,649
[1]人件費事業	94,304	9,767	104,071		9,767		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	5,958	一般職	50,839

				3. 職員手当等	1,913	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△288 340 △480 74 1,363 904	27,816
				4. 共 済 費	1,896	共済組合納付金 厚生会事業補給金	1,884 12	15,649
(4)選挙費	32,122	214	32,336		214			
1)選挙管理委員会費	29,105	214	29,319		214			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等 4. 共 済 費	147 67			8,662 4,766
[1]人件費事業	27,178	214	27,392		214			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	147	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当	102 6 24 15	8,662
				4. 共 済 費	67	共済組合納付金		4,766
(5)統計調査費	9,621	18	9,639		18			
1)統計調査総務費	8,017	18	8,035		18			
				節 区 分	金 額			
				4. 共 済 費	18			1,421
[1]人件費事業	7,988	18	8,006		18			
				節 区 分	金 額			
				4. 共 済 費	18	共済組合納付金		1,421
(6)監査委員費	16,729	32	16,761		32			
1)監査委員費	16,729	32	16,761		32			

款 2 総 務 費 項 6 監査委員費 目 1 監査委員費

						児童手当 期末手当 勤勉手当	△265 733 518	
				4. 共 済 費	1,040	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	1,439 △203 △196	13,322
5) 国民年金費	17,225	340	17,565		340			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等 4. 共 済 費	110 230			5,044 2,472
[1] 人件費事業	16,137	340	16,477		340			
				節 区 分	金 額			
				3. 職員手当等	110	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	16 1 51 135 △68 △25	5,044
				4. 共 済 費	230	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	209 14 7	2,472
7) 障害者医療助成費	95,912	8,670	104,582					
				3,000	5,670			
				府支出金				
				3,000				
				節 区 分	金 額			
				11. 需 用 費 12. 役 務 費 13. 委 託 料	7 23 8,640			8 1,093 130
[1] 障害者医療助成事業	95,912	8,670	104,582					
				3,000	5,670	生活福祉課		
				府支出金				
				3,000				

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 7 障害者医療助成費

款 3 民生費 項 1 社会福祉費 目 7 障害者医療助成費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[障害者医療費助成 事業費補助金 3,000]			
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	7	消耗品費	8
				12. 役 務 費	23	郵便料	1,093
				13. 委 託 料	8,640	電算運営業務委託料	130
8) 障害福祉費	1,554,998	△1,657	1,553,341		△1,657		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	192		38,582
				3. 職員手当等	△1,861		24,249
				4. 共 済 費	12		12,885
[1] 人件費事業	75,467	△1,657	73,810		△1,657		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	192	一般職	38,582
				3. 職員手当等	△1,861	扶養手当 △432 地域手当 △14 住居手当 △337 通勤手当 △124 期末手当 △598 勤勉手当 △356	24,000
				4. 共 済 費	12	厚生会事業補給金	12,885
9) 老人福祉費	94,598	△4,684	89,914		△4,684		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,128		12,869
				3. 職員手当等	△1,766		8,614
				4. 共 済 費	△790		4,443
[1] 人件費事業	25,926	△4,684	21,242		△4,684		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,128	一般職	12,869
				3. 職員手当等	△1,766	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当	△294 △146 △828 △498 8,614
				4. 共 済 費	△790	共済組合納付金	4,443
10) 老人医療助成費	155,412	132	155,544		132		
				節 区 分	金 額		
				12. 役 務 費	132		2,919
[1] 老人医療助成事業	155,412	132	155,544		132	生活福祉課	
				節 区 分	金 額		
				12. 役 務 費	132	郵便料	2,919
14) 後期高齢者医療費	845,274	△4,739	840,535		△4,739		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	△4,739		180,607
[1] 後期高齢者医療事業特別会計繰出金事業	180,607	△4,739	175,868		△4,739	保険年金課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	△4,739	後期高齢者医療事業特別会計への繰出金	180,607
(2) 児童福祉費	3,998,154	6,216	4,004,370		13,503	△7,287	
				国庫支出金			
				30,932			
				府支出金			
				△20,329			
				市債			
				2,900			

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 1 児 童 福 祉 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1) 児童福祉総務費	1,207,074	2	1,207,076		2		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	2		3,202
[1] 人件費事業	17,989	2	17,991		2		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	2	共済組合納付金	3,202
3) 母子福祉費	353,426	△4,000	349,426	△3,000	△1,000		
				国庫支出金 △3,000			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△4,000		349,791
[7] 母子家庭等対策 総合支援事業	9,440	△4,000	5,440	△3,000	△1,000	生活福祉課	
				国庫支出金 △3,000			
				[高等職業訓練促進 給付金等事業費補 助金 △3,000]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	△4,000	高等職業訓練促進給付金	8,740
5) 保育子育て支援 費	91,429	6,935	98,364		6,935		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	2,617		42,283
				3. 職員手当等	2,896		25,473
				4. 共 済 費	1,422		13,336
[1] 人件費事業	81,092	6,935	88,027		6,935		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	2,617	一般職	42,283
				3. 職員手当等	2,896	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	25,473
				4. 共 済 費	1,422	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	13,336
6) 保育教育支援費	1,523,454	20,100	1,543,554		16,503		
				国庫支出金			
					33,932		
				府支出金			
					△20,329		
				市債			
					2,900		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	7,453		104,096
				3. 職員手当等	3,665		49,501
				4. 共 済 費	2,814		30,904
				15. 工事請負費	6,168		45,200
[1] 人件費事業	184,501	13,932	198,433		13,932		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	7,453	一般職	104,096
				3. 職員手当等	3,665	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	49,501
				4. 共 済 費	2,814	共済組合納付金 厚生年金保険料 厚生会事業補給金	30,904
						2,779 11 24	

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 6 保 育 教 育 支 援 費

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 6 保 育 教 育 支 援 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
[3] 認 定 こ ど も 園 事 業	60,227	6,168	66,395			保育子育て支援課		
					5,470			698
				国庫支出金 70				
				[子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 70]				
				府支出金 2,500				
				[子育て施設木のぬくもり推進事業費補助金 2,500]				
				市債 2,900				
[認定こども園整備事業債 2,900]								
				節 区 分	金 額			
				15. 工事請負費	6,168			
[4] 民 間 保 育 所 等 支 援 事 業	1,088,469	0	1,088,469					
					11,033			△11,033
				国庫支出金 33,862				
[保育所等整備交付金 33,862]								
府支出金 △22,829								
[認定こども園施設整備等補助金 △110,000]								

				[施設型給付費等地方単独費用補助金 11,033]			
				[認定こども園施設整備費補助金 76,138]			
7)子ども総合支援センター費	202,579	△6,593	195,986		△6,593		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,514		81,393
				3. 職員手当等	△3,253		35,294
				4. 共 済 費	△826		21,669
[1]人件費事業	138,356	△6,593	131,763		△6,593		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,514	一般職	81,393
				3. 職員手当等	△3,253	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△570 △178 △324 △49 △300 △1,158 △674 35,294
				4. 共 済 費	△826	共済組合納付金	21,669
8)地域子育て支援センター事業費	50,452	△10,228	40,224		△10,228		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△5,435		21,333
				3. 職員手当等	△3,230		12,152
				4. 共 済 費	△1,563		6,955
[1]人件費事業	40,440	△10,228	30,212		△10,228		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△5,435	一般職	21,333
				3. 職員手当等	△3,230	扶養手当 地域手当	△195 △338 12,152

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 8 地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 事 業 費

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 8 地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 事 業 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						通勤手当 △37 児童手当 20 期末手当 △1,609 勤勉手当 △1,071	
				4. 共 済 費	△1,563	共済組合納付金 厚生会事業補給金 △1,551 △12	6,955
(3)生活保護費	1,972,494	△1,254	1,971,240		△1,254		
1)生活保護費	1,972,494	△1,254	1,971,240		△1,254		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△887		45,262
				3. 職員手当等	△562		25,089
				4. 共 済 費	195		13,452
[1]人件費事業	83,803	△1,254	82,549		△1,254		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△887	一般職	45,262
				3. 職員手当等	△562	扶養手当 216 地域手当 △40 通勤手当 △90 児童手当 240 期末手当 △608 勤勉手当 △280	25,089
				4. 共 済 費	195	共済組合納付金 厚生年金保険料 177 18	13,452
(4)国民健康保険費	833,523	19,168	852,691		19,168		
1)国民健康保険費	833,523	19,168	852,691		19,168		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	19,168		833,523
[1]国民健康保険特別会計繰出金事業	833,523	19,168	852,691		19,168	保険年金課	

				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	19,168	国民健康保険事業特別会計への繰出金	833,523
(5)介護保険費	880,122	8,712	888,834	156	8,556		
				諸収入	156		
1)介護保険費	880,122	8,712	888,834	156	8,556		
				諸収入	156		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	8,712		863,241
[1]介護保険事業特別会計繰出金事業	863,241	8,712	871,953	156	8,556	長寿社会推進課	
				諸収入	156		
				[低所得者保険料軽減国庫負担金	104]		
				[低所得者保険料軽減府費負担金	52]		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	8,712	介護保険事業特別会計への繰出金	863,241
4 衛 生 費	2,589,423	△5,432	2,583,991		△5,432		
(1)保健衛生費	1,393,421	△3,357	1,390,064		△3,357		
1)保健センター費	93,344	△3,374	89,970		△3,374		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,898		44,409
				3. 職員手当等	△1,266		25,567
				4. 共 済 費	△210		14,183
[1]人件費事業	84,159	△3,374	80,785		△3,374		

款 4 衛 生 費 項 1 保健衛生費 目 1 保健センター費

款 4 衛 生 費 項 1 保 健 衛 生 費 目 1 保 健 セ ン タ ー 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△1,898	一般職	44,409	
				3. 職員手当等	△1,266	扶養手当 地域手当 住居手当 期末手当 勤勉手当	△210 △126 324 △742 △512	25,567
				4. 共 済 費	△210	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	△624 251 163	14,183
8) 公害対策費	17,147	17	17,164		17			
				節 区 分	金 額			
				4. 共 済 費	17		1,425	
[1] 人件費事業	8,353	17	8,370		17			
				節 区 分	金 額			
				4. 共 済 費	17	共済組合納付金	1,425	
(2) 清 掃 費	1,189,164	△2,075	1,187,089		△2,075			
1) 清掃総務費	50,138	△762	49,376		△762			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△25		22,916	
				3. 職員手当等	△771		14,648	
				4. 共 済 費	34		7,919	
[1] 人件費事業	45,483	△762	44,721		△762			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△25	一般職	22,916	
				3. 職員手当等	△771	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 期末手当	△510 △32 △96 62 △118	14,648

						勤勉手当	△77	
				4. 共 済 費	34	共済組合納付金		7,919
2) 塵芥処理費	966,109	△1,313	964,796		△1,313			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△299			128,011
				3. 職員手当等	△1,864			80,998
				4. 共 済 費	850			42,253
[1] 人件費事業	251,337	△1,313	250,024		△1,313			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△299	一般職		128,011
				3. 職員手当等	△1,864	扶養手当 地域手当 住居手当 期末手当 勤勉手当	△803 △65 △15 △477 △504	80,998
				4. 共 済 費	850	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	369 337 144	42,253
5 農林水産業費	204,811	18,350	223,161	1,000	17,350			
				諸収入				
				1,000				
(1) 農 業 費	190,628	18,350	208,978	1,000	17,350			
				諸収入				
				1,000				
1) 農業委員会費	34,230	266	34,496		266			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	70			15,161
				3. 職員手当等	131			9,037
				4. 共 済 費	65			5,051
[1] 人件費事業	32,747	266	33,013		266			

款 5 農林水産業費 項 1 農 業 費 目 1 農業委員会費

款 5 農林水産業費 項 1 農業費 目 1 農業委員会費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	70	一般職	15,161
				3. 職員手当等	131	地域手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当	5 96 18 12 9,037
				4. 共 済 費	65	共済組合納付金	5,051
2) 農業総務費	43,855	13,784	57,639		13,784		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	7,050		21,471
				3. 職員手当等	4,150		15,692
				4. 共 済 費	2,584		6,307
[1] 人件費事業	43,470	13,784	57,254		13,784		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	7,050	一般職	21,471
				3. 職員手当等	4,150	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	336 442 576 51 △80 1,682 1,143 15,692
				4. 共 済 費	2,584	共済組合納付金 厚生会事業補給金	2,560 24 6,307
4) 農 地 費	14,432	4,300	18,732		1,000		
				諸収入	1,000		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	4,300		1,030
[1] 農道水路改修事業	14,432	4,300	18,732		1,000	産業観光課	

				諸収入 1,000 [公益信託高速道路 防災対策等に関する 支援金 1,000]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	4,300	跨道橋保守点検委託料	1,030
6 商 工 費	79,842	△269	79,573		△269		
(1) 商 工 費	79,842	△269	79,573		△269		
1) 商工総務費	47,357	△269	47,088		△269		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△823		24,885
				3. 職員手当等	618		14,442
				4. 共 済 費	△64		8,030
[1] 人件費事業	47,357	△269	47,088		△269		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△823	一般職	24,885
				3. 職員手当等	618	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	276 57 324 410 △232 △217
				4. 共 済 費	△64	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	△383 208 111
7 土 木 費	1,731,153	△14,444	1,716,709		△14,444		
(1) 土木管理費	162,040	△15,107	146,933		△15,107		
1) 土木総務費	162,040	△15,107	146,933		△15,107		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△8,152		79,553

款 7 土 木 費 項 1 土木管理費 目 1 土木総務費

款 7 土 木 費 項 1 土木管理費 目 1 土木総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等 4. 共 済 費	△4,862 △2,093		52,602 26,902
[1] 人件費事業	159,057	△15,107	143,950		△15,107		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△8,152	一般職	79,553
				3. 職員手当等	△4,862	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△310 △500 △384 324 △82 △260 △2,207 △1,443
				4. 共 済 費	△2,093	共済組合納付金 厚生会事業補給金	△2,069 △24
(2) 道路橋梁費	282,625	398	283,023		398		
1) 道路橋梁総務費	29,850	56	29,906		56		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	56		4,978
[1] 人件費事業	29,340	56	29,396		56		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	56	共済組合納付金	4,978
2) 交通安全対策費	87,692	342	88,034		342		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	166 140 36		4,317 2,842 1,512
[1] 人件費事業	8,671	342	9,013		342		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	166	一般職	4,317
				3. 職員手当等	140	扶養手当 地域手当 期末手当 勤勉手当	42 13 51 34 2,842
				4. 共 済 費	36	共済組合納付金	1,512
(4)都市計画費	1,194,683	1,394	1,196,077		1,394		
1)都市政策総務費	29,727	13,386	43,113		13,386		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	6,124		12,300
				3. 職員手当等	4,908		8,425
				4. 共 済 費	2,354		4,217
[1]人件費事業	24,942	13,386	38,328		13,386		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	6,124	一般職	12,300
				3. 職員手当等	4,908	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	516 481 384 324 71 600 1,549 983 8,425
				4. 共 済 費	2,354	共済組合納付金 厚生会事業補給金	2,330 24 4,217
2)審査指導事業総務費	21,283	5,847	27,130		5,847		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	3,547		10,062
				3. 職員手当等	1,193		7,302
				4. 共 済 費	1,107		3,576
[1]人件費事業	20,940	5,847	26,787		5,847		

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 2 審査指導事業総務費

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 2 審査指導事業総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	3,547	一般職	10,062
				3. 職員手当等	1,193	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△540 185 576 135 △300 662 475 7,302
				4. 共 済 費	1,107	共済組合納付金 厚生会事業補給金	1,095 12 3,576
3) 広域まちづくり 総務費	35,151	△9,685	25,466		△9,685		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△4,670		15,417
				3. 職員手当等	△3,581		11,820
				4. 共 済 費	△1,434		3,980
[1] 人件費事業	31,217	△9,685	21,532		△9,685		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△4,670	一般職	15,417
				3. 職員手当等	△3,581	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△6 △274 △480 △648 △395 275 △1,244 △809 11,820
				4. 共 済 費	△1,434	共済組合納付金 厚生会事業補給金	△1,422 △12 3,980
5) 公共下水道費	795,624	△8,154	787,470		△8,154		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	△8,154		795,624

[1]下水道事業特別 会計繰出金事業	795,624	△8,154	787,470		△8,154	上下水道総務課	
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	△8,154	下水道事業特別会計への繰出金	795,624
(5)住 宅 費	73,603	△1,129	72,474		△1,129		
1)住宅管理費	68,606	△1,129	67,477		△1,129		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△306		13,247
				3.職員手当等	△726		8,735
				4.共 済 費	△97		4,947
[1]人件費事業	26,929	△1,129	25,800		△1,129		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	△306	一般職	13,247
				3.職員手当等	△726	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△45 △21 △14 △339 △307
				4.共 済 費	△97	共済組合納付金 厚生会事業補給金	△85 △12
9 教 育 費	3,859,955	4,963	3,864,918		1,000		
				諸収入			
					1,000		
(1)教育総務費	338,103	8,362	346,465		8,362		
2)事務局費	187,023	8,276	195,299		8,276		
				節 区 分	金 額		
				2.給 料	4,274		92,440
				3.職員手当等	2,589		60,194
				4.共 済 費	1,413		31,770
[1]人件費事業	184,404	8,276	192,680		8,276		

款 9 教 育 費 項 1 教 育 総 務 費 目 2 事 務 局 費

款 9 教 育 費 項 1 教育総務費 目 2 事務局費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	4,274	一般職	92,440	
				3. 職員手当等	2,589	地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	264 △48 324 322 △110 1,101 736	60,194
				4. 共 済 費	1,413	共済組合納付金 厚生会事業補給金	1,401 12	31,770
5) 人権教育推進費	34,136	86	34,222		86			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	26		14,094	
				3. 職員手当等	60		9,836	
[1] 人件費事業	28,991	86	29,077		86			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	26	一般職	14,094	
				3. 職員手当等	60	扶養手当 管理職手当	△36 96	9,836
(2) 小学校費	408,704	751	409,455		751			
1) 学校管理費	135,077	△2,270	132,807		△2,270			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△1,058		14,493	
				3. 職員手当等	△1,095		8,077	
				4. 共 済 費	△117		4,566	
[1] 人件費事業	27,136	△2,270	24,866		△2,270			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△1,058	一般職	14,493	

				3. 職員手当等	△1,095	扶養手当 △164 地域手当 △73 通勤手当 △21 児童手当 20 期末手当 △506 勤勉手当 △351	8,077
				4. 共 済 費	△117	共済組合納付金	4,566
4) 学校給食センター費	152,246	3,021	155,267		3,021		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	1,593		13,011
				3. 職員手当等	692		8,432
				4. 共 済 費	736		4,133
[1] 人件費事業	25,599	3,021	28,620		3,021		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	1,593	一般職	13,011
				3. 職員手当等	692	扶養手当 △36 地域手当 94 期末手当 338 勤勉手当 296	8,432
				4. 共 済 費	736	共済組合納付金 1,107 厚生年金保険料 △224 健康保険料 △147	4,133
(3) 中学校費	2,172,277	101	2,172,378		101		
1) 学校管理費	77,495	101	77,596		101		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	101		4,171
[1] 人件費事業	24,831	101	24,932		101		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	101	共済組合納付金	4,171
(4) 幼稚園費	414,530	△3,977	410,553		△3,977		
1) 幼稚園費	300,717	△3,977	296,740		△3,977		

款 9 教 育 費 項 4 幼 稚 園 費 目 1 幼 稚 園 費

款 9 教 育 費 項 4 幼 稚 園 費 目 1 幼 稚 園 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,592		163,668
				3. 職員手当等	△1,833		74,927
				4. 共 済 費	△552		45,086
[1] 人件費事業	283,681	△3,977	279,704		△3,977		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,592	一般職	163,668
				3. 職員手当等	△1,833	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	74,927
				4. 共 済 費	△552	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	45,086
(5) 社会教育費	445,744	59	445,803	1,000	△941		
				諸収入			
				1,000			
1) 社会教育総務費	52,785	7,501	60,286		7,501		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4,111		25,211
				3. 職員手当等	2,124		17,184
				4. 共 済 費	1,266		9,110
[1] 人件費事業	51,505	7,501	59,006		7,501		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4,111	一般職	25,211
				3. 職員手当等	2,124	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当	17,184
						198 260 △273 140	

						期末手当 勤勉手当	1,088 711	
				4. 共 済 費	1,266	共済組合納付金 厚生会事業補給金	1,254 12	9,110
4) 青少年教育費	6,707	0	6,707	1,000	△1,000			
				諸収入				
				1,000				
[4] 青少年教育団体 支援運営事業	2,331	0	2,331	1,000	△1,000			
				諸収入				
				1,000				
				[自治宝くじコミュ ニティ助成金 1,000]				
5) 青少年センター 費	54,060	△6,334	47,726		△6,334			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△3,477			22,459
				3. 職員手当等	△1,755			14,148
				4. 共 済 費	△1,102			7,579
[1] 人件費事業	44,186	△6,334	37,852		△6,334			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△3,477	一般職		22,459
				3. 職員手当等	△1,755	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	240 △195 △120 △1,016 △664	14,148
				4. 共 済 費	△1,102	共済組合納付金 厚生会事業補給金	△1,090 △12	7,579
6) 留守家庭児童会 費	76,986	△1,148	75,838		△1,148			

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 6 留守家庭児童会費

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 6 留守家庭児童会費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△655		34,800
				3. 職員手当等	△331		11,008
				4. 共 済 費	△162		7,440
[1] 人件費事業	52,334	△1,148	51,186		△1,148		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△655	一般職	34,800
				3. 職員手当等	△331	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△39 △43 △161 △88 10,094
				4. 共 済 費	△162	厚生年金保険料 健康保険料	△88 △74 7,440
8) 公民館費	102,467	72	102,539		72		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	72		7,173
[1] 人件費事業	43,301	72	43,373		72		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	72	共済組合納付金	7,173
9) 図書館及びホール費	96,637	18	96,655		18		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	18		5,958
[1] 人件費事業	34,234	18	34,252		18		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	18	共済組合納付金	5,958
10) 文化財保護費	33,906	△50	33,856		△50		

				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	△50		10,073
[1]人件費事業	28,092	△50	28,042		△50		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	△50	児童手当	10,073
(6)保健体育費	80,597	△333	80,264		△333		
1)保健体育総務費	12,982	△333	12,649		△333		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△230		6,359
				3. 職員手当等	△78		4,095
				4. 共 済 費	△25		1,976
[1]人件費事業	12,430	△333	12,097		△333		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△230	一般職	6,359
				3. 職員手当等	△78	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	10 △14 47 20 △101 △40
				4. 共 済 費	△25	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	72 △46 △51
1 1 諸支出金	197,091	228,191	425,282		55,079	173,112	
				寄附金	20,544		
				諸収入	32,850		
				繰越金	1,685		
(1)財政調整基金費	45	1,685	1,730		1,685		

款 11 諸支出金 項 1 財政調整基金費

款 11 諸支出金 項 1 財政調整基金費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				繰越金			
				1,685			
1) 財政調整基金費	45	1,685	1,730	1,685			
				繰越金			
				1,685			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	1,685		45
[1] 財政調整基金事業	45	1,685	1,730	1,685		財政課	
				繰越金			
				1,685			
				[前年度繰越金			
				1,685]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	1,685		45
(2) 公共施設整備基金費	1,587	32,850	34,437	32,850			
				諸収入			
				32,850			
1) 公共施設整備基金費	1,587	32,850	34,437	32,850			
				諸収入			
				32,850			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	32,850		1,587
[1] 公共施設整備基金事業	1,587	32,850	34,437	32,850		財政課	
				諸収入			
				32,850			

				[公共施設整備補償金 32,850]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	32,850		1,587
(4)ふるさと泉南水 なす基金費	82,370	20,544	102,914	20,544			
				寄附金	20,544		
1)ふるさと泉南水 なす基金費	82,370	20,544	102,914	20,544			
				寄附金	20,544		
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	20,544		82,370
[1]ふるさと泉南水 なす基金事業	82,370	20,544	102,914	20,544		政策推進課	
				寄附金	20,544		
				[ふるさと泉南応援 寄附金 20,544]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	20,544		82,370
(9)雑 支 出	78,009	173,112	251,121		173,112		
2)返 還 金		173,112	173,112		173,112		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	173,112		
[1]国支出金・府支 出金返還金事業		173,112	173,112		173,112	保健推進課・保育子育て支援課・生活福祉課 障害福祉課・学務課・生涯学習課	

款 11 諸支出金 項 9 雑 支 出 目 2 返 還 金

				国庫支出金 31,744			
				府支出金 △17,329			
				寄附金 20,544			
				繰入金 8,695			
				諸収入 35,006			
				市債 2,900			
				繰越金 1,685			

款 11 諸支出金 項 9 雑支出 目 2 返還金

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当等	計		
補正後	人 490	千円 1,739,911	千円 1,419,158	千円 3,159,069	千円 598,513	千円 3,757,582
補正前	496	1,750,656	1,430,578	3,181,234	590,816	3,772,050
比 較	△ 6	△ 10,745	△ 11,420	△ 22,165	7,697	△ 14,468

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当
	補正後	千円 55,001	千円 107,829	千円 43,440	千円 16,849	千円 58,421	千円 31,854	千円 6,344	千円 21,690
	補正前	59,600	108,548	40,032	16,676	58,421	32,211	6,344	22,285
	比 較	△ 4,599	△ 719	3,408	173	0	△ 357	0	△ 595
	区 分	単身赴任手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 648	千円 416,481	千円 268,853	千円 391,748				
	補正前	648	421,362	272,703	391,748				
	比 較	0	△ 4,881	△ 3,850	0				

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
給 料	千円		千円		職員の異動状況
	△ 10,745	人事異動等に伴う増減分	△ 10,745	人事異動等による増減	一般職員 任期待職員 計
					補正後 372人 118人 490人
					補正前 376人 120人 496人
					比 較 △4人 △2人 △6人
職員手当等	千円		千円		
	△ 11,420	人事異動等に伴う増減分	△ 11,420	人事異動等による増減	
					扶養手当 △ 4,599 千円
					地域手当 △ 719 千円
					管理職手当 3,408 千円
					住居手当 173 千円
					通勤手当 △ 357 千円
					児童手当 △ 595 千円
				期末手当 △ 4,881 千円	
				勤勉手当 △ 3,850 千円	

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額			補 正 後 の 額		
	前 年 度 末	当 該 年 度 中	当 該 年 度 末	前 年 度 末	当 該 年 度 中	当 該 年 度 末
	現 在 高 見 込 額	起 債 見 込 額	現 在 高 見 込 額	現 在 高 見 込 額	起 債 見 込 額	現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	13,550,087	3,318,400	15,713,317	13,550,088	3,321,300	15,716,218
(1) 土 木	3,995,504	99,200	3,546,787	3,995,505	99,200	3,546,788
(2) 農 林 水 産	156,622	42,300	137,003	156,622	42,300	137,003
(3) 教 育	1,345,333	2,636,200	3,864,108	1,346,134	2,636,200	3,864,909
(4) 公 営 住 宅	453,792		402,122	453,792		402,122
(5) 民 生	313,127	105,100	394,876	312,327	108,000	396,976
(6) 衛 生	953,987	377,200	1,260,285	953,987	377,200	1,260,285
(7) 総 務	6,150,830	58,400	5,965,626	6,150,829	58,400	5,965,625
(8) 消 防	180,892		142,510	180,892		142,510
2. 災 害 復 旧 費	102,981		98,038	102,981		98,038
(1) 土 木	102,981		98,038	102,981		98,038
3. 一 般 会 計 出 資 債	163,001		151,468	163,000		151,467
(1) 一 般 会 計 出 資 債	163,001		151,468	163,000		151,467
4. 住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	276,196		214,632	276,195		214,631
(1) 住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	276,196		214,632	276,195		214,631
5. 臨 時 税 収 補 て ん 債	13,736			13,736		
(1) 臨 時 税 収 補 て ん 債	13,736			13,736		
6. 臨 時 財 政 対 策 債	11,040,467	1,199,200	11,391,971	11,040,468	1,184,259	11,377,031
(1) 臨 時 財 政 対 策 債	11,040,467	1,199,200	11,391,971	11,040,468	1,184,259	11,377,031
7. 退 職 手 当 債	857,440	89,000	711,800	857,440	89,000	711,800
(1) 退 職 手 当 債	857,440	89,000	711,800	857,440	89,000	711,800
計	26,003,908	4,606,600	28,281,226	26,003,908	4,594,559	28,269,185

款 別 現 計 予 算 表

参 考

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,910,798		8,910,798	34.3
(2) 地方譲与税	140,500		140,500	0.5
(3) 利子割交付金	11,800		11,800	0.1
(4) 配当割交付金	54,900		54,900	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	29,200		29,200	0.1
(6) 地方消費税交付金	1,145,500		1,145,500	4.4
(7) ゴルフ場利用税交付金	44,000		44,000	0.2
(8) 自動車取得税交付金	38,500		38,500	0.2
(9) 地方特例交付金	39,800	△3,882	35,918	0.1
(10) 地方交付税	2,530,000	115,950	2,645,950	10.2
(11) 交通安全対策特別交付金	10,767		10,767	—
(12) 分担金及び負担金	697,467		697,467	2.7
(13) 使用料及び手数料	370,423		370,423	1.4
(14) 国庫支出金	4,575,928	31,744	4,607,672	17.8
(15) 府支出金	1,901,976	△17,329	1,884,647	7.3
(16) 財産収入	48,268	2,604	50,872	0.2
(17) 寄 附 金	82,370	20,544	102,914	0.4
(18) 繰 入 金	1,387,777	86,872	1,474,649	5.7
(19) 諸 収 入	192,176	36,543	228,719	0.9
(20) 市 債	3,471,100	△12,041	3,459,059	13.3
(21) 繰 越 金		3,370	3,370	—

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	25,683,250	264,375	25,947,625	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	226,281	△457	225,824	0.9
(2) 総務費	2,187,369	△3,037	2,184,332	8.4
(3) 民生費	11,050,416	36,510	11,086,926	42.7
(4) 衛生費	2,589,423	△5,432	2,583,991	10.0
(5) 農林水産業費	204,811	18,350	223,161	0.9
(6) 商工費	79,842	△269	79,573	0.3
(7) 土木費	1,731,153	△14,444	1,716,709	6.6
(8) 消防費	901,817		901,817	3.5
(9) 教育費	3,859,955	4,963	3,864,918	14.9
(10) 公債費	2,635,092		2,635,092	10.1
(11) 諸支出金	197,091	228,191	425,282	1.6
(12) 予備費	20,000		20,000	0.1
歳出合計	25,683,250	264,375	25,947,625	100.0

議案第9号

平成29年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,720千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,085,278千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(8) 繰入金		833,523	19,168	852,691
	1)他会計繰入金	833,523	19,168	852,691
(9) 諸収入		518,760	△1,448	517,312
	3)雑入	518,410	△1,448	516,962
歳入合計		10,067,558	17,720	10,085,278

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		115,573	19,168	134,741
	1) 総務管理費	88,292	19,168	107,460
(8) 保健事業費		120,456	△1,448	119,008
	1) 特定健康診査等事業費	77,280	△1,448	75,832
歳 出 合 計		10,067,558	17,720	10,085,278

平成29年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
8 繰 入 金		833,523	19,168	852,691			
(1) 他会計繰入金		833,523	19,168	852,691			
	1) 一般会計繰入金	833,523	19,168	852,691	2. 職員給与費等繰入金	19,168	
9 諸 収 入		518,760	△1,448	517,312			
(3) 雑 入		518,410	△1,448	516,962			
	6) 雑 入	507,899	△1,448	506,451	1. 雑 入	△1,448	雑入
歳 入 合 計		10,067,558	17,720	10,085,278			

款 9 諸 収 入 項 3 雑 入 目 6 雑 入

歳 出

款 1 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	115,573	19,168	134,741		19,168		
(1) 総務管理費	88,292	19,168	107,460		19,168		
1) 一般管理費	86,634	19,168	105,802		19,168		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	10,159		34,290
				3. 職員手当等	5,291		24,856
				4. 共 済 費	3,718		11,652
[1] 人件費事業	70,798	19,168	89,966		19,168		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	10,159	一般職	34,290
				3. 職員手当等	5,291	扶養手当 地域手当 住居手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	24,856
				4. 共 済 費	3,718	共済組合納付金 厚生会事業補給金 健康保険料	11,652
8 保健事業費	120,456	△1,448	119,008		△1,448		
(1) 特定健康診査等 事業費	77,280	△1,448	75,832		△1,448		
1) 特定健康診査等 事業費	77,280	△1,448	75,832		△1,448		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△572		9,634
				3. 職員手当等	△997		5,458
				4. 共 済 費	121		3,139
[1] 人件費事業	18,231	△1,448	16,783		△1,448		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△572	一般職	9,634
				3. 職員手当等	△997	地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△34 △324 86 △432 △293 5,458
				4. 共 済 費	121	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	△351 288 184 3,139
歳 出 合 計	10,067,558	17,720	10,085,278		17,720		

款 8 保健事業費 項 1 特定健康診査等事業費 目 1 特定健康診査等事業費

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 15	千円 53,511	千円 34,608	千円 88,119	千円 18,630	千円 106,749	
補正前	13	43,924	30,314	74,238	14,791	89,029	
比 較	2	9,587	4,294	13,881	3,839	17,720	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 1,202	千円 3,283	千円 672	千円 1,512	千円 3,814	千円 1,289	千円 732	千円 785	千円 12,918	千円 8,401
	補正前	876	2,685	672	1,590	3,814	1,203	732	540	11,043	7,159
	比 較	326	598	0	△ 78	0	86	0	245	1,875	1,242

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円		千円		職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
	9,587	人事異動に伴う増減分	9,587	人事異動による増減	補正後	14人	1人	15人
					補正前	12人	1人	13人
					比 較	2人	0人	2人
職 員 手 当 等	4,294	人事異動に伴う増減分	4,294	人事異動による増減	扶養手当	326 千円	特殊勤務手当	0 千円
					地域手当	598 千円	児童手当	245 千円
					管理職手当	0 千円	期末手当	1,875 千円
					住居手当	△ 78 千円	勤勉手当	1,242 千円
					超過勤務手当	0 千円		
					通勤手当	86 千円		

議案第10号

平成29年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度大阪府泉南市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,154千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,219,817千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(4) 繰入金		795,624	△8,154	787,470
	1) 一般会計繰入金	795,624	△8,154	787,470
歳入	合計	2,227,971	△8,154	2,219,817

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		473,941	△8,022	465,919
	1) 総務管理費	473,941	△8,022	465,919
(2) 事業費		395,032	△132	394,900
	1) 下水道建設費	395,032	△132	394,900
歳 出 合 計		2,227,971	△8,154	2,219,817

平成 2 9 年度

大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
4 繰 入 金		795,624	△8,154	787,470			
(1) 一般会計繰入金		795,624	△8,154	787,470			
	1) 一般会計繰入金	795,624	△8,154	787,470	1. 一般会計繰入金	△8,154	
歳 入 合 計		2,227,971	△8,154	2,219,817			

款 4 繰 入 金 項 1 一般会計繰入金 目 1 一般会計繰入金

歳 出

款 1 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	473,941	△8,022	465,919		△8,022		
(1)総務管理費	473,941	△8,022	465,919		△8,022		
1)一般管理費	350,881	182	351,063		182		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	146		11,163
				4. 共 済 費	36		6,724
[1]人件費事業	35,248	182	35,430		182		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	146	扶養手当 54 地域手当 3 期末手当 47 勤勉手当 42	11,163
				4. 共 済 費	36	共済組合納付金	6,724
2)施設管理費	123,060	△8,204	114,856		△8,204		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△4,364		10,995
				3. 職員手当等	△2,407		7,095
				4. 共 済 費	△1,433		3,774
[1]人件費事業	21,864	△8,204	13,660		△8,204		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△4,364	一般職	10,995
				3. 職員手当等	△2,407	扶養手当 36 地域手当 △260 住居手当 △324 通勤手当 △51 期末手当 △1,093 勤勉手当 △715	7,095
				4. 共 済 費	△1,433	共済組合納付金 △1,421 厚生会事業補給金 △12	3,774

2 事業費	395,032	△132	394,900		△132		
(1) 下水道建設費	395,032	△132	394,900		△132		
1) 下水道建設費	395,032	△132	394,900		△132		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	△225		13,618
				4. 共 済 費	93		6,519
[1] 人件費事業	38,873	△132	38,741		△132		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	△225	扶養手当 △156 地域手当 △10 期末手当 △36 勤勉手当 △23	13,618
				4. 共 済 費	93	共済組合納付金	6,519
歳 出 合 計	2,227,971	△8,154	2,219,817		△8,154		

款 2 事業費 項 1 下水道建設費 目 1 下水道建設費

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 11	千円 42,728	千円 29,390	千円 72,118	千円 15,713	千円 87,831	
補正前	12	47,092	31,876	78,968	17,017	95,985	
比 較	△ 1	△ 4,364	△ 2,486	△ 6,850	△ 1,304	△ 8,154	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 2,436	千円 2,705	千円 576	千円 1,076	千円 1,362	千円 689	千円 209	千円 1,440	千円 11,454	千円 7,443
	補正前	2,502	2,972	576	1,400	1,362	740	209	1,440	12,536	8,139
	比 較	△ 66	△ 267	0	△ 324	0	△ 51	0	0	△ 1,082	△ 696

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円		千円		職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
	△ 4,364	人事異動に伴う増減分	△ 4,364	人事異動による増減	補正後	11人	0人	11人
					補正前	12人	0人	12人
					比 較	△1人	0人	△1人
職 員 手 当 等	△ 2,486	人事異動に伴う増減分	△ 2,486	人事異動による増減	扶養手当	△ 66 千円	特殊勤務手当	0 千円
					地域手当	△ 267 千円	児童手当	0 千円
					管理職手当	0 千円	期末手当	△ 1,082 千円
					住居手当	△ 324 千円	勤勉手当	△ 696 千円
					超過勤務手当	0 千円		
					通勤手当	△ 51 千円		

議案第11号

平成29年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59,139千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,912,232千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 国庫支出金		1,266,413	1,429	1,267,842
	1)国庫負担金	981,065	409	981,474
	2)国庫補助金	285,348	1,020	286,368
(4) 支払基金交付金		1,522,715	1,923	1,524,638
	1)支払基金交付金	1,522,715	1,923	1,524,638
(5) 府支出金		773,335	21	773,356
	2)府補助金	41,207	21	41,228
(6) 繰入金		956,774	8,712	965,486
	1)他会計繰入金	863,241	8,712	871,953
(19)繰越金			47,054	47,054
	1)繰越金		47,054	47,054
歳入合計		5,853,093	59,139	5,912,232

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		174,167	8,504	182,671
	1) 総務管理費	102,738	8,328	111,066
	3) 介護認定審査会費	40,452	176	40,628
(4) 基金積立金		133,580	40,341	173,921
	1) 給付準備基金積立金	133,580	40,341	173,921
(5) 諸支出金		1,710	10,294	12,004
	2) 雑支出金		10,294	10,294
歳 出 合 計		5,853,093	59,139	5,912,232

平成29年度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3	国庫支出金	1,266,413	1,429	1,267,842			
(1)	国庫負担金	981,065	409	981,474			
	1) 介護給付費負担金	981,065	409	981,474	2. 過年度分	409	
(2)	国庫補助金	285,348	1,020	286,368			
	1) 調整交付金	202,947	979	203,926	1. 調整交付金	979	
	2) 地域支援介護予防事業交付金	41,730	41	41,771	2. 過年度分	41	
4	支払基金交付金	1,522,715	1,923	1,524,638			
(1)	支払基金交付金	1,522,715	1,923	1,524,638			
	2) 地域支援事業支援交付金	46,737	1,923	48,660	2. 過年度分	1,923	
5	府支出金	773,335	21	773,356			
(2)	府補助金	41,207	21	41,228			
	1) 地域支援介護予防事業交付金	20,868	21	20,889	2. 過年度分	21	
6	繰 入 金	956,774	8,712	965,486			
(1)	他会計繰入金	863,241	8,712	871,953			

款 6 繰 入 金 項 1 他会計繰入金

款 6 繰 入 金 項 1 他会計繰入金 目 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	1) 一般会計繰入金	863,241	8,712	871,953	4. 職員給与費等繰入金	8,504	
					7. 低所得者保険料軽減負担繰入金	208	
19 繰越金			47,054	47,054			
(1) 繰越金			47,054	47,054			
	1) 繰越金		47,054	47,054	1. 前年度繰越金	47,054	
歳 入 合 計		5,853,093	59,139	5,912,232			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	174,167	8,504	182,671		8,504		
(1)総務管理費	102,738	8,328	111,066		8,328		
1)一般管理費	102,738	8,328	111,066		8,328		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4,641		47,982
				3. 職員手当等	1,870		27,896
				4. 共 済 費	1,817		14,892
[1]人件費事業	90,770	8,328	99,098		8,328		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4,641	一般職	47,982
				3. 職員手当等	1,870	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△324 259 480 211 755 489
				4. 共 済 費	1,817	共済組合納付金 厚生年金保険料 厚生会事業補給金 健康保険料	1,559 153 24 81
(3)介護認定審査会費	40,452	176	40,628		176		
1)介護認定審査会費	40,452	176	40,628		176		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	176		2,537
[1]介護保険要介護認定(介護認定審査会運営)事務事業	40,452	176	40,628		176		

款 1 総 務 費 項 3 介護認定審査会費 目 1 介護認定審査会費

款 1 総務費 項 3 介護認定審査会費 目 1 介護認定審査会費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	176	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	2,537
4 基金積立金	133,580	40,341	173,921	40,341			
				国庫支出金	1,429		
				支払基金交付金	1,923		
				府支出金	21		
				繰入金	208		
				繰越金	36,760		
(1) 給付準備基金積立金	133,580	40,341	173,921	40,341			
				国庫支出金	1,429		
				支払基金交付金	1,923		
				府支出金	21		
				繰入金	208		
				繰越金	36,760		
1) 給付準備基金積立金	133,580	40,341	173,921	40,341			
				国庫支出金	1,429		

				支払基金交付金 1,923			
				府支出金 21			
				繰入金 208			
				繰越金 36,760			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	40,341		133,580
[1] 給付準備基金積立金事業	133,580	40,341	173,921	40,341		長寿社会推進課	
				国庫支出金 1,429			
				[過年度分 409]			
				[調整交付金 979]			
				[過年度分 41]			
				支払基金交付金 1,923			
				[過年度分 1,923]			
				府支出金 21			
				[過年度分 21]			
				繰入金 208			
				[低所得者保険料軽減負担繰入金 208]			

款 4 基金積立金 項 1 給付準備基金積立金 目 1 給付準備基金積立金

款 4 基金積立金 項 1 給付準備基金積立金 目 1 給付準備基金積立金

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				繰越金 36,760 [前年度繰越金 36,760]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	40,341		133,580
5 諸支出金	1,710	10,294	12,004	10,294			
				繰越金 10,294			
(2) 雑支出金		10,294	10,294	10,294			
				繰越金 10,294			
1) 返 還 金		10,294	10,294	10,294			
				繰越金 10,294			
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	10,294		
[1] 返還金事業		10,294	10,294	10,294		長寿社会推進課	
				繰越金 10,294 [前年度繰越金 10,294]			
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	10,294	介護給付費府費負担金返還金 638 介護給付費交付金返還金 7,683 地域支援包括・任意事業国庫交付金返還金 1,315 地域支援包括・任意事業府費交付金返還金 658	
歳 出 合 計	5,853,093	59,139	5,912,232	50,635	8,504		

				国庫支出金 1,429			
				支払基金交付金 1,923			
				府支出金 21			
				繰入金 208			
				繰越金 47,054			

款 5 諸支出金 項 2 雑支出金 目 1 返 還 金

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 24	千円 72,592	千円 42,363	千円 114,955	千円 23,078	千円 138,033	
補正前	22	67,951	40,493	108,444	21,085	129,529	
比 較	2	4,641	1,870	6,511	1,993	8,504	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 2,016	千円 4,479	千円 1,056	千円 1,252	千円 4,475	千円 1,472	千円 0	千円 540	千円 16,482	千円 10,591
	補正前	2,340	4,220	576	1,252	4,475	1,261	0	540	15,727	10,102
	比 較	△ 324	259	480	0	0	211	0	0	755	489

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円		千円		職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
	4,641	人事異動に伴う増減分	4,641	人事異動による増減	補正後	14人	10人	24人
					補正前	13人	9人	22人
					比 較	1人	1人	2人
職 員 手 当 等	1,870	人事異動に伴う増減分	1,870	人事異動による増減	扶養手当	△ 324 千円	特殊勤務手当	0 千円
					地域手当	259 千円	児童手当	0 千円
					管理職手当	480 千円	期末手当	755 千円
					住居手当	0 千円	勤勉手当	489 千円
					超過勤務手当	0 千円		
					通勤手当	211 千円		

議案第 1 2 号

平成 2 9 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度大阪府泉南市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 2 3 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 7 9, 8 7 2 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 繰入金		180,607	△4,739	175,868
	1) 一般会計繰入金	180,607	△4,739	175,868
(5) 繰越金			12,972	12,972
	1) 繰越金		12,972	12,972
歳入合計		771,639	8,233	779,872

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		27,467	△4,739	22,728
	1) 総務管理費	25,656	△4,739	20,917
(2) 後期高齢者医療広域連合納付金		743,161	12,493	755,654
	1) 後期高齢者医療広域連合納付金	743,161	12,493	755,654
(3) 諸支出金		1,011	479	1,490
	1) 償還金及び還付加算金	1,011	479	1,490
歳 出 合 計		771,639	8,233	779,872

平成29年度

大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3 繰 入 金		180,607	△4,739	175,868			
(1) 一般会計繰入金		180,607	△4,739	175,868			
	1) 事務費繰入金	27,304	△4,739	22,565	1. 事務費繰入金	△4,739	
5 繰 越 金			12,972	12,972			
(1) 繰 越 金			12,972	12,972			
	1) 繰 越 金		12,972	12,972	1. 前年度繰越金	12,972	
歳 入 合 計		771,639	8,233	779,872			

款 5 繰 越 金 項 1 繰 越 金 目 1 繰 越 金

歳 出

款 1 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	27,467	△4,739	22,728		△4,739		
(1) 総務管理費	25,656	△4,739	20,917		△4,739		
1) 一般管理費	25,656	△4,739	20,917		△4,739		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,277		10,282
				3. 職員手当等	△1,560		5,916
				4. 共 済 費	△902		3,121
[1] 人件費事業	19,319	△4,739	14,580		△4,739		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,277	一般職	10,282
				3. 職員手当等	△1,560	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△18 △137 35 △902 △538
				4. 共 済 費	△902	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	△1,130 140 88
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	743,161	12,493	755,654		12,493		
				繰越金			
					12,493		
(1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	743,161	12,493	755,654		12,493		
				繰越金			
					12,493		
1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	743,161	12,493	755,654		12,493		
				繰越金			
					12,493		

				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	12,493		743,161
[1]後期高齢者医療 広域連合納付事 業	743,161	12,493	755,654	12,493			
				繰越金	12,493		
				[前年度繰越金	12,493]		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	12,493	保険料等負担金	743,161
3 諸支出金	1,011	479	1,490	479			
				繰越金	479		
(1)償還金及び還付 加算金	1,011	479	1,490	479			
				繰越金	479		
1)保険料還付金	1,011	479	1,490	479			
				繰越金	479		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	479		1,011
[1]後期保険料還付 事業	1,011	479	1,490	479			
				繰越金	479		
				[前年度繰越金	479]		

款 3 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金 目 1 保険料還付金

款 3 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金 目 1 保険料還付金

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び割引料	479	保険料還付金	1,011
歳 出 合 計	771,639	8,233	779,872	12,972	△4,739		
				繰越金 12,972			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 3	千円 8,005	千円 4,356	千円 12,361	千円 2,219	千円 14,580	
補正前	3	10,282	5,916	16,198	3,121	19,319	
比 較	0	△ 2,277	△ 1,560	△ 3,837	△ 902	△ 4,739	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 450	千円 508	千円 0	千円 0	千円 427	千円 195	千円 0	千円 120	千円 1,624	千円 1,032
	補正前	468	645	0	0	427	160	0	120	2,526	1,570
	比 較	△ 18	△ 137	0	0	0	35	0	0	△ 902	△ 538

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円		千円		職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
	△ 2,277	人事異動に伴う増減分	△ 2,277	人事異動による増減	補正後	1人	2人	3人
					補正前	2人	1人	3人
					比 較	△1人	1人	0人
職 員 手 当 等	△ 1,560	人事異動に伴う増減分	△ 1,560	人事異動による増減	扶養手当	△ 18 千円	特殊勤務手当	0 千円
					地域手当	△ 137 千円	児童手当	0 千円
					管理職手当	0 千円	期末手当	△ 902 千円
					住居手当	0 千円	勤勉手当	△ 538 千円
					超過勤務手当	0 千円		
					通勤手当	35 千円		

議案第13号

平成29年度泉南市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度泉南市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 平成29年度泉南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出		
		既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業費用	1,592,983千円	9,139千円	1,602,122千円
第1項	営業費用	1,483,160千円	9,136千円	1,492,296千円
第2項	営業外費用	99,823千円	3千円	99,826千円

（資本的支出）

第3条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額335,394千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額324,767千円」に、「過年度分損益勘定留保資金314,839千円」を「過年度分損益勘定留保資金304,212千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出		
		既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	536,125千円	△10,627千円	525,498千円
第1項	建設改良費	336,256千円	△10,627千円	325,629千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条の職員給与費「181,820千円」を「180,329千円」に補正する。

平成29年9月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成29年度泉南市水道事業会計補正予算説明書

収益的支出の補正

(単位：千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2. 水道事業費用			1,592,983	9,139	1,602,122	
1. 営業費用			1,483,160	9,136	1,492,296	
	1. 原水及び浄水費		692,828	4,652	697,480	
		2. 手 当	6,050	4,572	10,622	期末手当 28 勤勉手当 21 超勤手当 4,523
		3. 賞与等引当金繰入額	1,933	11	1,944	賞与引当金繰入額（期末手当） 6 賞与引当金繰入額（勤勉手当） 5
		6. 法定福利費	4,187	69	4,256	共済組合納付金 69
	2. 配水及び給水費		157,796	△ 4,519	153,277	
		1. 給 料	11,053	△ 1,311	9,742	給料 △ 1,311
		2. 手 当	5,246	△ 994	4,252	地域手当 △ 79 期末手当 △ 574 勤勉手当 △ 385 通勤手当 44

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
		3. 賞与等引当金繰入額	1,579	△ 872	707	賞与引当金繰入額 (期末手当) △ 445 賞与引当金繰入額 (勤勉手当) △ 303 法定福利費引当金等繰入額 △ 124
		6. 法定福利費	3,782	△ 1,342	2,440	共済組合納付金 △ 1,634 厚生会事業補給金 12 健保負担金 106 厚生年金 174
	4. 業 務 費		77,519	106	77,625	
		2. 手 当	3,234	20	3,254	期末手当 11 勤勉手当 9
		3. 賞与等引当金繰入額	759	7	766	賞与引当金繰入額 (期末手当) 4 賞与引当金繰入額 (勤勉手当) 2 法定福利費引当金等繰入額 1
		6. 法定福利費	1,562	79	1,641	共済組合納付金 79
	5. 総 係 費		76,917	8,844	85,761	
		1. 給 料	22,098	4,277	26,375	給料 4,277

		2. 手 当	14,441	3,520	17,961	扶養手当 630 地域手当 294 期末手当 931 勤勉手当 597 住居手当 324 通勤手当 △ 88 管理職手当 462 児童手当 370
		3. 賞与等引当金繰入額	3,713	884	4,597	賞与引当金繰入額（期末手当） 448 賞与引当金繰入額（勤勉手当） 312 法定福利費引当金等繰入額 124
		6. 法定福利費	7,697	1,261	8,958	共済組合納付金 1,334 厚生会事業補給金 12 健保負担金 △ 85
		8. 退職給付費	14,756	△ 1,098	13,658	退職給付費 △ 1,098
	9. 水 質 費		15,656	53	15,709	
		2. 手 当	1,695	19	1,714	期末手当 11 勤勉手当 8

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
		3. 賞与等引当金繰入額	714	7	721	賞与引当金繰入額（期末手当） 賞与引当金繰入額（勤勉手当）
						4 3
		6. 法定福利費	1,547	27	1,574	共済組合納付金
						27
		2. 営業外費用		99,823	3	99,826
	2. 消費 税		20,526	3	20,529	
		1. 消 費 税	16,164	2	16,166	消費税
		2. 地 方 消 費 税	4,362	1	4,363	地方消費税
合 計			1,592,983	9,139	1,602,122	

資本的支出の補正

(単位：千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
4. 資本的支出			536,125	△ 10,627	525,498	
1. 建設改良費	1. 事務費		336,256	△ 10,627	325,629	
			57,360	△ 10,627	46,733	
		1. 給料	27,050	△ 4,761	22,289	給料 △ 4,761
		2. 手当	18,376	△ 4,136	14,240	扶養手当 △ 1,254 地域手当 △ 354 期末手当 △ 1,461 勤勉手当 △ 955 住居手当 324 管理職手当 △ 96 児童手当 △ 340
		6. 法定福利費	10,024	△ 1,730	8,294	共済組合納付金 △ 1,718 厚生会事業補給金 △ 12
		合 計		536,125	△ 10,627	525,498

給 与 費 明 細 書

1.総 括

(単位:千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
		一般職 (人)	その他 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	12	3	0	56,441	58,785	115,226	20,280	135,506
	資本勘定支弁職員	6	0	0	22,289	14,240	36,529	8,294	44,823
	合 計	18	3	0	78,730	73,025	151,755	28,574	180,329
補正前	損益勘定支弁職員	12	1	0	53,475	52,710	106,185	20,185	126,370
	資本勘定支弁職員	6	0	0	27,050	18,376	45,426	10,024	55,450
	合 計	18	1	0	80,525	71,086	151,611	30,209	181,820
比較	損益勘定支弁職員	0	2	0	2,966	6,075	9,041	95	9,136
	資本勘定支弁職員	0	0	0	△4,761	△4,136	△8,897	△1,730	△10,627
	合 計	0	2	0	△1,795	1,939	144	△1,635	△1,491

手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	管理職手当
	補正後	2,640	4,856	20,387	13,213	648	1,397	2,382
	補正前	3,264	4,995	21,424	13,899	0	1,441	2,016
	比 較	△624	△139	△1,037	△686	648	△44	366
	区分	超勤手当	特殊勤務手当	児童手当	退職給付費	宿日直手当	浄水場管理手当	
	補正後	12,747	167	930	13,658	0	0	
	補正前	8,224	167	900	14,756	0	0	
	比 較	4,523	0	30	△1,098	0	0	

2.給料及び手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由内訳		説明	備考
給料	△ 1,795	人事異動に伴う増減分	△ 1,795	人事異動による増減	給料 △ 1,795
手当	1,939	人事異動に伴う増減分	1,939	人事異動による増減	扶養手当 △ 624 地域手当 △ 139 期末手当 △ 1,037 勤勉手当 △ 686 住居手当 648 通勤手当 △ 44 管理職手当 366 超勤手当 4,523 児童手当 30 退職給付費 △ 1,098
共済費	△ 1,635	人事異動に伴う増減分	△ 1,635	人事異動による増減	法定福利費 △ 1,635

議案第 14 号

平成 28 年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 29 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 15 号

平成 28 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 29 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第16号

平成28年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成29年9月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 17 号

平成 28 年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 29 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第18号

平成28年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成29年9月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 19 号

平成 28 年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 29 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第20号

平成28年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成29年9月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 21 号

平成 28 年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 29 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 22 号

平成 28 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算認定に
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 29 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 23 号

平成 28 年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 29 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 24 号

平成 28 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 29 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 25 号

平成 28 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 29 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 26 号

平成 28 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 29 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 27 号

平成 28 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 29 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 28 号

平成 28 年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 29 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 29 号

平成 28 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 29 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第30号

平成28年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成29年9月6日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 31 号

平成 28 年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 29 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 32 号

平成 28 年度泉南市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 28 年度泉南市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 29 年 9 月 6 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

